

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート（令和2年度実施施策）

+ [A] 基本施策の総括的評価

章	第2章 自然と調和した安全でうるおいのあるまち			節	第1節 水辺環境の整備・活用					責任者	所属	環境保全課
基本施策	水辺環境の整備・活用			総合計画書記載ページ	P68-71					氏名	隅田 昌輝	
施策がめざす 将来の姿	●市民との協働により、多様な生き物が生息しやすい水辺環境が守られています。			基本施策 の実施状況・成果 [総括的評価]	・五条川の保全・整備では、岩倉市環境審議会や庁内推進組織である岩倉市五条川自然再生整備等推進会議において、五条川自然再生整備等基本計画（第3次計画）の進捗状況の確認を行った。 ・市民活動への支援と広域的な連携では、岩倉の水辺を守る会や岩倉ナチュラルリストクラブなど市民活動団体と協働で毎年実施している五条川での水辺まつりや五条川小学校の水生生物調査、自然生態園でのイベント等を通じた保全活動について、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。五条川でのカメの外來種調査・アカミミガメの駆除や流域モニタリング調査、自然生態園での生物調査の実施により、生物多様性の保全や水辺環境教育に努めた。							
	●環境学習等を通じて多くの市民が自然のすばらしさを理解し、自然を身近に感じています。											
目標値	基本成果指標			単位	基準値		現状値			目標値	算出根拠	
	五条川などの水辺に親しみを感ずる市民の割合			%	年度	基準値	H28	H29	H30	R1	R2	R2

[B] 単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題			今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 R1	実績値 R2	目標値 R2	実施内容及び評価理由		積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容										
(1) 五条川の保全・整備	指標生物に基づく水質階級	Ⅲ (H26)	Ⅲ	Ⅱ	Ⅱ	【指標数値の分析】 ・指標生物に基づく水質階級については、水環境に大幅な変動がない。				○	
① 五条川の保全・整備	五条川の自然環境を保全し、市民が親しみやすい水辺環境の整備を推進するために、五条川自然再生整備等基本計画に基づく、自然環境と調和した護岸整備などの多自然川づくりを県に要望し、自然と共生した川づくりを市民とともに推進します。					五条川自然再生整備等基本計画（第3次計画）の令和元年度の進捗状況について、岩倉市環境審議会や庁内推進組織である岩倉市五条川自然再生整備等推進会議で内容を確認し、結果を周知した。 水辺まつりをはじめとする五条川親水事業のイベントや五条川環境美化活動（下流部清掃）について、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。			第3次計画の遂行については、必要な事業について、関係部署とともに実現が難しい点を検証しながら、方法や実施場所などを検討していく必要がある。	推進会議で、関係部署と情報の共有を図りながら、計画の進行管理を行う。 第3次計画の実現に向け事業を推進していく。	○
(2) 巾下川や矢戸川における水辺環境の保全・活用	矢戸川大市場橋地点のBOD値	3.0 mg/l (H26)	1.1 mg/l	1.8 mg/l	2.0 mg/l	【指標数値の分析】 ・矢戸川大市場橋地点のBOD値については、平成29年度から目標が達成できており、水環境に大きな変化はない。				△	
① 巾下川や矢戸川における水辺環境の保全・活用	巾下川や矢戸川における水辺環境の保全・活用を図るために、関係機関との調整を行いながら、水辺環境整備などを促進します。また、アダプトプログラムなどを通じて市民や市民団体などと協働により環境の美化に努めます。					例年、岩倉団地自治会が中心となり、クリーンチェックいわくらの際に矢戸川周辺の清掃が行われており、市からはバッカー車両でゴミを回収していたが、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため矢戸川周辺の清掃を中止した。			コロナ禍における取組について検討する。	県や関係市と調整を図りながら、水辺環境整備を推進していく。 アダプトプログラムの新規参加を募るなど、市民との協働による環境美化活動を推進していく。	△
(3) 水辺環境のネットワーク化										○	
① 水と緑のネットワーク化	豊かな自然環境を守り育てるために、五条川や矢戸川、巾下川を中心とする水資源と、桜並木や街路樹などの市街地に点在する緑資源のネットワーク化を図ります。また、自然生態園や学校ビオトープ、農地なども含めて、五条川を中心としたビオトープネットワークの形成に努めます。					岩倉の水辺を守る会や岩倉五条川桜並木保存会などの市民活動団体と協働し、五条川を保全・整備する活動を行っている。 自然生態園を適正に管理し、環境や生物多様性の保全に努めている。			ビオトープネットワークの形成については、岩倉市緑の基本計画（計画期間令和3年度から）に沿って今後の方向性を決めていく必要がある。	ビオトープネットワークの形成について、検討する。 自然生態園の生態系の保全について、推進していく。 学校のビオトープを、学校の意向を聞きつつ、維持するのが困難な学校の技術的支援等を行う。	○
② 水辺の生物多様性の保全	生態系に配慮して水辺の生物の多様性を保全するために、自然再生や生物の保護育成をはじめ、水質の浄化や冬季における五条川の流量拡大、低水路の確保、多自					岩倉の水辺を守る会や岩倉ナチュラルリストクラブと連携して、水辺の生物多様性の保全に努めている。			自然と共生した水辺環境整備の取組について、関係機関への要望の継続が必要であ	自然と共生した水辺環境整備の取組について、	◎

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート（令和2年度実施施策）

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 R1	実績値 R2	目標値 R2	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
	然型河川整備などの取組を関係機関に要望します。					岩倉の水辺を守る会と協働で、カメの外来種調査と捕獲したアカミミガメの駆除を実施した。 市民と岩倉ナチュラルリストクラブなどの市民活動団体と生き物調査を行って作成した「いわくら生きものガイドブック」の補足等について、岩倉ナチュラルリストクラブと協議し見直しを行った。		る。	関係機関への要望を継続していく。 見直し後の「いわくら生きものガイドブック」を活用した生き物観察会や外来種駆除を実施する。	
(4) 市民活動への支援と広域的な連携	水辺まつり参加者数	550人(H26)	450人	未実施	800人	【指標数値の分析】 ・水辺まつりの開催は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。			○	
① 環境ボランティア・市民活動団体の育成・支援	市民主体の環境保全活動を推進するため、環境ボランティアの育成や市民活動団体との連携・支援を行います。					岩倉の水辺を守る会や岩倉ナチュラルリストクラブと連携することで、市民活動団体の活動の支援に努めている。 市民・市民団体がアダプトプログラムとして五条川の清掃を行った。		市民活動団体の後継者の育成が必要である。	岩倉の水辺を守る会や岩倉ナチュラルリストクラブとの連携・支援の充実に努める。 市民活動団体等の後継者育成の促進をする。	○
② 水辺環境教育の充実	市民団体などとの連携により、小学校における水生生物調査や学校ジオトープなどを水辺環境の大切さについて学ぶ場とするとともに、水辺まつりや親子自然探検隊、クリーンアップ五条川などの市民団体による環境イベント等を通じて市民に対する意識啓発を図ります。					例年、水辺環境の大切さを学ぶ場として、市民活動団体との協働による水辺まつり・自然生態園のイベント・環境フェア等を実施していたが、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。 自然生態園では、土・日曜日及び祝日において、来園者へ向けて水辺環境について説明を行った。		環境学習・環境イベントの充実が必要である。	小学校における水生生物調査の拡大に努める。市民活動団体と協働して行う環境イベント等を通じて市民に対する意識啓発に努める。	○
③ 広域連携の強化	広域的な観点から水辺環境の整備・活用を一体的に進めるために、県や近隣・流域関係市町等との連携や他市町の自然保護団体などとの情報交換などを積極的に推進します。					毎年、尾張西部環境保全連絡協議会の加入市町が合同で広域的な水質調査を実施しており、市内では五条川等の河川の9か所で調査を実施した。また、河川に関するイベント情報などを加入市町に発信した。 尾張西部生態系ネットワーク協議会において、生態系保全に関する情報収集に努めた。 全国組織の生物多様性自治体ネットワークにおいて情報収集に努めた。		特になし。	県や近隣・流域関係市町等との連携や他市町の自然保護団体などとの情報交換などを行う。	◎

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート（令和2年度実施施策）

【A】基本施策の総括的評価

章	第2章 自然と調和した安全でうるおいのあるまち	節	第2節 公園・緑地	責任者	所属	維持管理課				
基本施策	公園・緑地	総合計画書記載ページ	P72-75	氏名	田中 伸行					
施策がめざす将来の姿	<ul style="list-style-type: none"> ●暮らしの身近な場所に、市民のだれもが気軽に憩える公園や緑地があります。 ●地域住民が自ら担い手となって、地域の公園が守り育てられています。 	基本施策の実施状況・成果 〔総括的評価〕	<ul style="list-style-type: none"> ・公園・緑地整備では、石仏公園の用地買収を進め、事業の進捗を図った。また、旧学校給食センターの跡地を活用し、夢さくら公園を整備した。 ・公園・緑地の維持・管理では、アダプトプログラムとして清掃が実施されている公園数及びアダプトプログラム参加団体数の維持に努め、市民参加による清掃等により維持管理がされている。 ・緑の保全・育成では、保護樹への剪定費や樹木医診断に対し補助を行い、既存の緑の保全に努めた。 							
目標値	基本成果指標	単位	基準値	現状値			目標値	算出根拠		
	身近な公園・緑地の多さに満足している市民の割合	%	年度	H28	H29	H30	R1	R2	R2	・市民意向調査、市民アンケートによる
			H25	77.1	67.7	66.4	78.5	-	-	82.0

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題			今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 R1	実績値 R2	目標値 R2	実施内容及び評価理由		積み残し課題（新たな課題）		
個別施策の名称	個別施策の内容									
(1) 公園・緑地整備	公園等の整備・管理に満足している市民の割合	74.3% (H26)	-	-	78.0%	【指標数値の分析】 ・公園等の整備・管理に満足している市民の割合については、石仏公園の整備は進んでおり、平成30年度実績値は目標値に近づきつつある。ただし、年度によってバラツキがあり、指標数値上の成果があったとは判断しづらい。 ・多目的トイレが整備された公園数については、既に目標値に達している。				○
① 公園・緑地の整備	公園・緑地の持つ多様な機能を生かした生活環境を形成していくために、平成23年度に見直しをした緑の基本計画を基に、公園・緑地の確保と適正配置に努めます。	16園 (H26)	16園	17園	16園	平成27年度に都市計画決定した石仏公園について、平成28年4月8日に愛知県より都市計画事業としての事業認可を受け、同年度より用地買収に着手し、用地買収率は令和2年度末で約85% (8,802.63㎡) である。 都市計画公園として整備する旧学校給食センター跡地については、夢さくら公園として整備した。	石仏公園の早期整備を目指しているが、埋蔵文化財発掘調査の実施や、雨水貯留施設の設置検討や公園整備方法の検討の必要性が生じたため、石仏公園については基本設計の修正が必要となる。また、公園整備については、体育協会等の占用利用者との協議や公園利用にあたっての近隣住民への配慮、維持管理方法についても検討していかなければならない。	公園・緑地の確保と適正配置に努める。		○
② 既存公園の魅力化・長寿命化	地域性や自然環境などを生かして既存公園の魅力アップを図るため、施設等の更新の際には、地域住民のニーズを反映させるなど特色のある公園づくりを進めます。また、遊具等の施設については、計画的な点検・補修を通じて安全性の確保と長寿命化を図ります。					遊具の点検を計画的に行い、不良箇所は適宜補修を実施し、遊具の安全の確保に努めた。 遊具のある都市公園15箇所について、定期点検を年1回、日常点検を年3回行い、点検結果を基に補修を実施することにより、適正に管理できている。	公園施設長寿命化計画と現状との乖離が見られるが、限られた予算内で適正管理する必要がある。	引き続き、遊具の点検を計画的に行うとともに適切な公園施設の維持管理に努める。 公園施設の更新をするだけでなく、各々の公園のニーズや特性に則した公民連携の検討が課題である。		○
③ 水と緑のネットワーク化	「水辺環境の整備・活用」の再掲 (P70)									
(2) 公園・緑地の維持・管理	アダプトプログラムなどの清掃が実施されている公園数	7園 (H26)	6園	6園	12園	【指標数値の分析】 ・アダプトプログラムなどの清掃が実施されている公園数及びアダプトプログラムなどの清掃を実施している団体数については、高齢化等によりアダプトプログラムへの登録者が年々減少する傾向にあるが直近4年間は変化がない。				○
	アダプトプログラムなどの清掃を実施している団体数	10団体 (H26)	10団体	10団体	13団体					
① 市民参加による公園の維持・管理	身近な公園に対する地域住民の愛着を育むために、地元区に植栽や公園施設の維持・管理業務を委託するなど、地域単位での主体的な公園の維持・管理を推進します。また、アダプトプログラムなどを活用して、市民やボランティア団体などの参加と協力により清掃等が行われる公園の拡充に努めます。					アダプトプログラムとして清掃が実施されている公園数及びアダプトプログラム参加団体数の維持に努め、市民参加による清掃等により維持管理がされている。	あくまでもボランティアによる清掃のため、公園ごとの清掃頻度に差がある。 高齢化や公園を利用する機会の多い子育て世代の参加が少ないことが課題である。	引き続き、地域の方に愛着を持っていただくよう、地元区へ委託することやアダプトプログラム等による清掃を呼びかける。 各々の公園のニーズや		△

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート（令和2年度実施施策）

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 R1	実績値 R2	目標値 R2	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
② 公園・緑地への美化意識の向上	広報紙やホームページ、学校教育や生涯学習活動等を通じて公園・緑地の美化の啓発に努めます。					アダプトプログラムによる公園美化について、広報紙に掲載しており、ホームページでも啓発を行った。里親の募集やアダプトプログラムの日の周知啓発について、広報紙に掲載するとともに、引き続き、ホームページでも啓発を実施したことにより、美化意識の向上につながっている。		美化意識の向上につながる啓発方法の工夫が必要である。	特性に則した公民連携の検討が課題である。 引き続き、啓発に努めるとともに、効果的な啓発方法について検討する。	○
(3) 緑の保全・育成	公共施設緑化率 (緑の基本計画に基づく)	15.3%(H26)	15.2%	18.0%	16.0%	【指標数値の分析】 ・公共施設緑化率は、令和2年度に緑の基本計画策定にあわせ、緑化面積を図上求積した結果、数値が上昇した。 ・保護樹については、解除が1本あったものの、新規指定が1本あったため、指定本数は前年度本数と同数となった。 ・保護樹林については、公共工事に伴い1か所解除となり、登録件数が減少した。			○	
① 既存の緑の保全	地域で親しまれ大切にされている大木や古木などの身近な緑を守るため、保護樹・保護樹林の指定制度を活用して社寺境内等の樹木や樹林、あるいは、屋敷林など民有地の緑を保全します。					保護樹等の所有者が剪定する際の補助や樹木医診断を行った。剪定費補助6件、樹木医診断4件に補助し、身近な民有地の緑の保護、保全に努めた。		老朽化による倒木の恐れや樹勢の衰退による保護樹の指定解除が増加し、指定件数が減少している。	保護樹・保護樹林と指定制度を活用し、民有地の緑の保全に努める。	○
② 公共施設の緑化推進	新たな緑を育成していくため、公共施設のオープンスペースにおける植栽や道路の街路樹などの緑化を推進します。					夢さくら公園を整備し、公園内に植栽をした。		緑化を新設することができず、公共緑化率が増加していない。 街路樹の植栽については、植栽後の維持管理の方法・費用などを検討する必要がある。	緑化率向上のため、引き続き、道路の街路樹をはじめ公共施設での緑化に努める。	○
③ 住宅地の緑化促進	うるおいとゆとりのある生活と地球温暖化防止などのため、緑を積極的に取り入れた住宅の建設に関する啓発に努めます。また、花のある街づくり事業により、住宅の緑化を促進します。					市の宅地開発等指導要綱に基づき、一定規模以上の住宅開発に対して緑地を整備するよう開発業者に指導し、緑地面積の確保に努めた。 民有地への一定以上の屋上緑化や、壁面緑化、空地緑化などに対し補助する制度があるが、平成30年度以降申請がない。		補助制度の活用が図られるよう、市広報、ホームページ以外の周知方法を検討する必要がある。	住宅地をはじめ川井野寄工業団地への進出企業などに緑化が図られるよう補助制度などの周知に努める。	△

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート（令和2年度実施施策）

【A】基本施策の総括的評価

章	第2章 自然と調和した安全でうるおいのあるまち	節	第3節 環境保全	責任者	所属	環境保全課					
基本施策	1 総合的な環境政策の推進	総合計画書記載ページ	P76-79	氏名	隅田 昌輝						
施策がめざす 将来の姿	<ul style="list-style-type: none"> ●市民・事業者・行政それぞれが、地球環境に配慮した活動に取り組んでいます。 ●身近な自然環境において多様な動植物の生息環境が守られ、自然とふれあえる場所が増えています。 	基本施策 の実施状況・成果 【総括的評価】	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な環境施策の推進では、岩倉市環境基本計画、五条川自然再生整備等基本計画（第3次計画）等に掲げる施策を推進した。 ・地球温暖化防止の推進では、地球温暖化対策事業の一環として、住宅用地球温暖化対策設備を設置する個人に補助金を交付し、住宅用太陽光発電システム・定置用リチウムイオン蓄電システム・家庭用エネルギー管理システム等の普及を促進した。 								
目標値	基本成果指標	単位	基準値		現状値				目標値	算出根拠	
			年度	基準値	H28	H29	H30	R1	R2		R2
	二酸化炭素（CO2）削減やリサイクルなどの環境対策に満足している市民の割合	%	H25	78.9	85.1	85.7	82.3	-	-	85.0	・市民意向調査、市民アンケートによる
	身近に生き物や自然が多いと感じている市民の割合	%	H26	47.5	46.3	42.9	-	-	49.9	60.0	・市民アンケートによる

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称 個別施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 R1	実績値 R2	目標値 R2	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）		
(1) 総合的な環境施策の推進	環境基本計画策定	策定(H26)	策定	策定	-	【指標数値の分析】 ・環境基本計画策定については、平成25年3月に岩倉市環境基本計画を策定した。 ・地球温暖化対策地域推進計画策定については、次期環境基本計画（計画期間令和5年度から）に盛り込む予定である。			○
	地球温暖化対策地域推進計画策定	-	未策定	未策定	未策定				
① 環境対策指針等の策定	地域における地球環境保全の施策を具体化する行動計画として地球温暖化対策地域推進計画を策定します。また、一般廃棄物処理計画などの既存計画の見直しを進めて、環境施策の継続的な推進を図ります。					第3次岩倉市地球温暖化対策実行計画を平成30年度に策定したが、地域推進計画については策定していない。県が実施する地球温暖化対策地域推進計画の策定を支援する研修会に参加し、策定の方法等について学んだ。	地球温暖化対策地域推進計画について策定していない。	地球温暖化対策地域推進計画策定に向けて調査・研究を行う。	○
② 環境施策の推進体制の強化	地域における環境保全活動・地球温暖化防止活動の普及・啓発を進めながら、環境施策の着実な推進を図るために、環境分野に関する専門知識を有する職員の育成に努めるとともに、関係部署による計画推進組織の充実や関係機関との連携を強化します。					地球温暖化対策実行計画に基づき設置された各課の地球温暖化対策実行計画環境推進員を中心に庁内で地球温暖化防止の取組を推進した。専門知識を習得するため、担当職員が県の主催する研修等に参加した。	環境推進員が課内の職員に対し情報を共有し、課全体で環境保全の取組ができるような体制を構築する必要がある。	環境分野に関する専門知識を有する職員の育成に努めるとともに、推進体制の構築に取り組む。	○
③ 環境基本計画等の推進	様々な環境施策を総合的かつ計画的に推進するために、環境基本計画や第2次地球温暖化対策実行計画などの各種計画を推進します。また、計画を推進する中で、環境学習・環境教育を通じて市民一人ひとりの自覚と主体的行動を促し、環境モラル及びマナーの向上を図ります					環境基本計画を推進するため、施策実行の所管課より令和元年度実績と令和2年度計画を提出してもらい、取りまとめた内容を環境審議会に諮り、指摘事項を所管課に伝えて計画の進捗を図った。 平成30年度に策定された第3次岩倉市地球温暖化対策実行計画を推進するため、各課の地球温暖化対策実行計画環境推進員を中心として、一事業所として空調の適温化、LED照明など新エネルギー設備や省エネ機器の導入の推進などの地球温暖化対策に取り組んだ。 温室効果ガス削減に向けた取組である「エコチェック22」の徹底を各課の環境推進員を経て職員に呼びかけた。また、各課で強化月間を設け、重点的に取り組んだ。 市庁舎の階段に温室効果ガス削減のため、エレベータの利用から階段の使用を啓発する表示を取り付けた。	環境基本計画を推進により、市民の環境モラルやマナーの向上を図る必要がある。	環境基本計画の推進に、事業所が参入できるよう、体制を整える。 岩倉市地球温暖化対策実行計画の目標の達成に向けた方策を実行する。	○
(2) 地球温暖化防止の推進	住宅用太陽光発電システム設置費補助件数〔住宅の再掲(P146)〕	73件(H26)	13件	6件	60件	【指標数値の分析】 ・住宅用太陽光発電システム設置費補助件数については、令和元年度から住宅用太陽光発電システムの単独導入への補助を廃止しており、補助件数の実績は、住宅用太陽光発電システム、家庭用エネルギー管理システム及び定置用リチウムイオン蓄電システムの一体的導入の件数である。現在は既存住宅における住宅用太陽光発電システムの一定の普及がされている状況であり、今後は環境省等が推進しているネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）の普及が見込まれ、主に新築住宅での設置が主流になると考えられる。 ・公共施設における緑のカーテン設置箇所数については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため一部の公共施設で設置できなかったことで減少した。			○
	公共施設における緑のカーテン設置箇所数	16か所(H26)	30か所	20か所	26か所				
① 環境保全率先行動の推進	第2次地球温暖化対策実行計画に基づき、環境配慮型製品の購入などの市の率先行動を一層推進します。また、これまでの実践行動で得た市の成果や知識・技術を					岩倉市地球温暖化対策実行計画に基づき、さわやかエコスタイルキャンペーンなど、環境に配慮した取組を行う	環境配慮型製品の購入などの市の率先行動を推進する必要がある。	「家庭でできる地球温暖化対策の取組」に多く	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート（令和2年度実施施策）

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価		
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 R1	実績値 R2	目標値 R2	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）				
個別施策の名称	個別施策の内容										
	市民や事業者にわかりやすく伝え、地域における自主的な行動を促します。					<p>た。</p> <p>市民に、一人ひとりが簡単に取り組める地球温暖化対策を実践してもらうため、「家庭でできる地球温暖化対策の取組」の周知を実施した。</p> <p>市が公共施設の太陽光発電屋根貸し事業に取り組み、再生可能エネルギーの利用促進の啓発を行った。</p>			の人が参加してもらうよう、取組の内容や周知方法等を検討する。		
② 屋上緑化・壁面緑化の推進	地球温暖化の防止やヒートアイランド現象の緩和に効果のある屋上緑化・壁面緑化を公共施設に率先して導入します。また、市民や事業者に対しても、住宅地やオフィスビル、工場などにおける屋上緑化・壁面緑化の普及を促進します。					<p>緑のカーテン事業として、公共施設で緑のカーテンを設置した。</p> <p>事業者に対して緑のカーテン設置事業所（エコオフィス）を募集し、1つの事業所が緑のカーテンを設置した。</p> <p>実施を予定していた緑のカーテン講座については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。</p>		公共施設に設置する緑のカーテンが、市民利用者等に向けて地球温暖化の啓発につながるよう、適正に育成させる環境を整える必要がある。	<p>感染症対策を実施しながら、市民や事業者向けに緑のカーテン講座を実施する。</p> <p>事業所での緑のカーテンの実施を支援する。</p>	○	
③ 環境にやさしいライフスタイルの促進	家庭や地域において環境に配慮したライフスタイルの普及・啓発を図るために、エコマーク商品の購入や省エネ型家電への転換などエコライフに関する様々な知識や情報、技術を紹介するとともに、太陽光発電システムやエコカーなどの環境配慮型の技術・製品の利用促進を図るための情報提供や助成事業などを推進します。					<p>市ホームページで環境マークについて紹介するなど、エコマーク商品の啓発に努めた。</p> <p>地球温暖化対策事業の一環として、住宅用地球温暖化対策設備を設置する個人に補助金を交付し、住宅用太陽光発電システム・定置用リチウムイオン蓄電システム・家庭用エネルギー管理システム等の普及を促進した。</p> <p>「家庭でできる地球温暖化対策の取組」を実施し、省エネ家電への転換を周知した。</p>		環境に配慮したライフスタイルの提案について、社会情勢をみながら、新しい情報や効果的な情報を発信できるようにする必要がある。	<p>環境マークについて紹介し、エコマーク商品等の啓発を継続する。</p> <p>住宅用地球温暖化対策設備以外の環境配慮型の技術・製品の利用促進を図るための取組を検討する。</p>	◎	
(3) 生物多様性の保全	自然生態園で生息するトンボの種類	15種(H26)	12種	14種	26種	<p>【指標数値の分析】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然生態園で生息するトンボの種類については、自然生態園の周囲の農地等の状況が変化しているため、園の生物多様性を維持していくのは難しく、トンボの種類を増やしていくのは難しい。 環境フェアについては、新型コロナウイルス感染症対策のため中止した。 					○
	環境フェア参加者数	743人(H26)	911人	未実施	1,100人						
① 身近な生物多様性の保全	生物多様性の保全を図るとともに、子どもをはじめとした市民が身近に自然とふれあう場として、自然生態園における生物調査や環境保全などの取組を推進します。また、生物多様性と外来生物の問題に対する知識を深めるため、市民や市民団体との協働による市内全域の生き物生息調査等を実施します。					<p>岩倉の水辺を守る会や岩倉ナチュラルリストクラブと連携して、水辺等の生物多様性の保全に努めている。</p> <p>岩倉の水辺を守る会と協働で、カメの外来種調査・アカミミガメの駆除を行った。</p>		コロナ禍における取組について検討する必要がある。	新型コロナウイルス感染症対策を実施しながら、イベントを実施していく。	◎	
② 環境学習の推進	市民一人ひとりが環境保全の担い手となることができるように、環境関連の市民団体等と連携を図りながら、自然生態園や五条川等を拠点として環境学習などのプログラムや情報提供を充実します。					<p>岩倉の水辺を守る会や岩倉ナチュラルリストクラブと連携を図った水辺まつりや自然生態園のイベントについて、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。</p>		コロナ禍における環境学習のあり方について検討する必要がある。	<p>新型コロナウイルス感染症対策を実施しながら、岩倉の水辺を守る会や岩倉ナチュラルリストクラブと連携し、環境学習やイベントを行っていく。</p>	○	
③ 市民や事業者との協働関係の強化	地域ぐるみによる自然環境の保全を推進するために、自然や環境に関わる市民の自主的な活動の促進・支援を図ります。また、市民・事業者・行政が相互に役割を果たしながら協働により環境保全に取り組んでいけるよう、市民団体等による協議組織の設立に努めます。					<p>例年、自然環境の保全の推進を図ることを目的として、市民・事業者・行政の協働による実行委員会形式で運営している環境フェアについて、新型コロナウイルス感染症対策のため中止した。</p>		コロナ禍における協働のあり方について検討する必要がある。	市民・事業者・行政の協働による環境活動を推進していく。	○	

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート（令和2年度実施施策）

【A】基本施策の総括的評価

章	第2章 自然と調和した安全でうるおいのあるまち			節	第3節 環境保全					責任者	所属	環境保全課	
基本施策	2 廃棄物・リサイクル			総合計画書記載ページ	P80-82					氏名	隅田 昌輝		
施策がめざす将来の姿	●市民や事業者、行政が協働して3Rの取組を推進し、循環型社会が構築されています。			基本施策 の実施状況・成果 〔総括的評価〕	・ごみの減量化・資源化では、日曜資源回収の月4回実施、平日のe-ライフプラザの開設によって市民の資源排出機会が増加し、ごみの資源化が促進されている。 民間事業者による資源回収量について調査を行い、市民の資源排出についての実態把握に努めた。 スプレー缶類の排出方法を市民にとってより安全なもの（穴開けなし）に変更した。 フードドライブを、期間と受取場所を増やして実施し、食品ロス削減についてより一層の市民周知を行うことができた。 ・廃棄物の適正処理では、集積場所対策については、警告シールや回覧板、看板等による周知のほか、カラス対策として環境委員へのマニュアル配布及びホームページへの掲載を行った。また、地区の要望に基づき不法投棄防犯カメラの設置を行った。								
目標値	基本成果指標				単位	基準値			現状値			目標値	算出根拠
	市民1人当たりのごみ排出量			g/日	年度	基準値	H28	H29	H30	R1	R2	R2	・年間ごみ収集量÷人口÷365日
	ごみの減量・リサイクルに取り組んでいる市民の割合			%	H26	65.5	68.4	66.1	-	-	71.5	78.0	・市民アンケートによる

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 R1	実績値 R2	目標値 R2	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
(1) ごみの減量化・資源化	ごみの資源化率（公共分のみ）	23.0% (H26)	22.3%	21.3%	24.0%	【指標数値の分析】 ・ごみの資源化率については、減少傾向にあり最終年度の目標値を下回っているが、供給する企業側の努力による減少や民間事業者による回収等によるものと考えられごみの資源化としての効果は現れている。 ・レジ袋辞退率については、R2年7月からの有料化に伴いレジ袋に対する意識が高まったこともあり目標値を越える数値となった。			○	
	レジ袋辞退率	89.8% (H26)	87.8%	91.7%	91.0%					
① 3Rの推進と情報発信	広報紙やホームページ、パンフレットなどを通じてごみに関する情報発信や意識啓発を充実するとともに、分別収集の徹底やレアメタル含有製品、BDF生成用廃食用油の回収などの分別品目の拡大、環境配慮型の製品や再生品の使用推進などによって3Rを推進し、ごみの減量化・資源化を一層推進します。					広報紙やホームページ、パンフレットなどを通じてごみに関する情報発信や意識啓発を行っている。 小学校を対象とした環境学習講座を9月に曾野小学校で実施した。 e-ライフプラザや日曜資源回収、認定事業者による家庭系パソコンや携帯電話・スマートフォンの回収を実施するなど、市民の資源排出機会が増えている。 民間事業者による資源回収量について調査を行い、市民の資源排出の実態把握に努めた。 分別収集においては、10月以降スプレー缶類の排出方法を市民にとってより安全なもの（穴開けなし）に変更した。 昨年度まで環境フェアで実施していたフードドライブを、期間と受取場所を増やして実施し、食品ロス削減についてより一層の市民周知を行うことができた。		ごみの量は年々減少しているが、近年減少の幅が小さくなっていることが課題である。 また、水銀使用製品や、火災発生の原因となるリチウムイオン電池等の塵芥収集車や小牧岩倉衛生組合のごみ処理施設への混入を防ぐため、分別品目の見直しを行う必要がある。	引き続き、ごみの減量化・資源化に向けて市民への周知啓発を行う。 水銀使用製品及びリチウムイオン電池等を新たな分別品目として適正に収集し、処理を行う。 民間で回収されている資源化量の把握を継続して行い、実質ベースでの市民の資源排出量の把握に努める。	◎
② 事業所におけるごみの減量化・資源化	事業所ごみの減量及び資源化のPRを行うとともに、減量計画書の作成、レジ袋の有料化の推進、適正包装の普及、ごみの自主回収などについて訪問指導を行い、事業所から発生するごみの減量化・資源化に努めます。					大規模事業所には毎年減量計画書の提出を求めるとともに、廃棄物管理責任者を選任してもらい、事業系廃棄物の減量及び適正な処理に努めた。 レジ袋の有料化については、広報紙による周知、各店舗による消費者への呼びかけにより、レジ袋辞退率は高い値で推移している。		市の集積場所に出さずに許可業者に依頼する事業系ごみの適正処理の促進が課題である。 レジ袋辞退率は、国が主導する令和2年7月からの全国一律のレジ袋有料化の効果も相まって、高い値で推移しており、今後もこのような水準を維持していくことが課題である。	引き続き、大規模事業者に減量計画書の提出を求める。 レジ袋の有料化については、市民のレジ袋辞退の状況を把握するため、引き続き、従来より市と協定を結んでいる店舗に消費者への周知と辞退率の報告を求めていく。	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート（令和2年度実施施策）

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 R1	実績値 R2	目標値 R2	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
③ リサイクル拠点の充実	市民の資源排出機会を増やすために日曜資源回収やe-ライフプラザの利用促進を図るとともに、更なる利便性の向上のために開設日時の拡大について研究・検討を行います。また、3R活動の普及・啓発を図るために、市民が集まるイベントなどにおいてリサイクル品の提供の呼びかけや展示・販売を実施します。					市民の利便性を図るため日曜資源回収を月4回実施している。また、平日の資源回収の拠点としてe-ライフプラザを開業している。 中でも消防署の日曜資源回収（第2・第4日曜日）の利用者が増えてきているため、複数の職員を配置し混雑緩和に努めた。 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため環境フェアが中止となり、食器等のリサイクル品の展示・販売は実施できなかった。		消防署での日曜資源回収の利用者の数が増加している。場内場外の安全を確保しつつ、利用者が偏らないように平日のe-ライフプラザや地区の分別収集の利用を促すなど混雑緩和に向けての検討が必要である。	e-ライフプラザの利用を促すため、市民へのPRを積極的に行う。消防署での日曜資源回収については、駐車場の整理を警備会社に委託して場内の安全確保に努め、その一方で、実施場所も含めた総合的な検討を行っている。	○
④ 生ごみ等堆肥化の推進	生ごみの減量・資源化を推進するために、生ごみ処理機の普及を促進するとともに、市民団体等の活動を支援しながらボカシの普及と使用促進に努めます。また、樹木の剪定枝や落ち葉の資源化・堆肥化の調査・研究を進めます。					市民団体と協働でボカシを用いた生ごみ堆肥化の事業であるフラワーリサイクル事業は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため2回の実施にとどまった。 生ごみ処理機の購入補助制度により、生ごみの減量化を支援しており、令和2年度は13台の補助を実施した。 清掃事務所に堆肥化用の柵を設置し、落ち葉の堆肥化について調査・研究を行っている。		落ち葉の堆肥化については、出来上がる堆肥の質をさらに向上させる必要がある。	フラワーリサイクル事業については、今後の展開と市民団体の自立と支援の方法等を検討していく。 落ち葉等の資源化については、引き続き調査・研究を行う。	○
⑤ 市民団体との連携・支援	地域ぐるみでごみの減量と資源化を進めるために、3R活動などの環境関連の活動に取り組む市民団体との連携を図るとともに、こうした市民主体の活動が充実するように、組織づくりや自主的な活動を支援します。					例年、環境関連の活動に取り組む市民団体と連携し、環境フェアやクリーンチェックいわくらを実施していたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となった。 イベントは中止となったが、アダプトプログラム参加団体のごみ回収への協力や個別の市民団体へのリサイクル活動支援については実施した。		コロナ禍における市民団体との連携のあり方について検討する必要がある。	コロナ禍における市民団体との連携のあり方について検討しながら引き続き、市民団体活動の支援に努める。	○
(2) 廃棄物の適正処理	不法投棄件数	10件(H26)	4件	4件	20件	【指標数値の分析】 ・不法投棄件数については、概ね施策の効果が現れていると考えられる。			◎	
① 廃棄物不法投棄対策	廃棄物の不法投棄を防止するために、警察や県等の関係機関や地域と連携を図りながら、警告看板や移動式不法投棄防犯カメラの活用、パトロール等による周知・啓発を行うとともに、早期の発見及び回収を実施します。					不法投棄重点対策地域や地区からの要望のあった場所に移動式不法投棄防犯カメラを設置することにより、不法投棄の抑制に努めている。 警察や地域と連携を図りながら、警告看板やパトロール等による周知・啓発に努めている。		特になし。	今後も移動式不法投棄防犯カメラをはじめとした対策を実施することにより、不法投棄抑制を維持継続させていく。	◎
② ごみ処理施設の整備	小牧岩倉衛生組合ごみ処理施設の適切な管理運営及び計画的な施設の更新・整備を行うとともに、施設周辺の環境保全対策を充実します。					小牧岩倉衛生組合ごみ処理施設については、第2期工事（平成28～30年度）による旧施設の解体工事やストックヤード等関連施設の整備工事等の完了後、整備された施設を一部事務組合において適正に運営管理している。		特になし。	引き続き、一部事務組合において、適正に管理運営していく。	◎
③ し尿処理施設の整備	愛北広域事務組合し尿処理施設の適切な管理運営及び施設の計画的な更新・整備を行うとともに、施設周辺の環境保全対策を充実します。また、し尿処理施設からの処理水の適正処理について検討を行います。					愛北広域事務組合し尿処理施設の管理運営及び施設の計画的な更新・整備を行っている。 愛北クリーンセンターで汚泥の除去処理がされた一次処理水を隣接する五条川右岸浄化センターで適切に処理している。		特になし。	引き続き、一部事務組合において、適正に管理運営していく。	◎
④ 集積場所におけるルール違反对策	ごみ集積場所のルールとマナーの遵守を普及・啓発していくとともに、混合排出、日時を無視した排出など特にマナーの悪い集積場所については、移動式不法投棄防犯カメラの活用等によりルールを徹底させていくことを検討します。					マナー違反ごみへの警告シール貼りの徹底や回覧板による周知を行うとともに、地区からの求めに応じて看板の設置、周辺住民へのチラシのポスティング等を実施した。 カラス対策マニュアル作成し、環境委員へ配布した。また、ホームページへの掲載を行った。 地区からの要望をもとに移動式不法投棄防犯カメラを集積場所に設置している。		集積場所のマナー違反については、継続して指導を続ける必要がある。	今後も地区との連携を図りながら、ルールとマナーの遵守を周知していくとともに、対策の効果の検証に努める。	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート（令和2年度実施施策）

【A】基本施策の総括的評価

章	第2章 自然と調和した安全でうるおいのあるまち	節	第3節 環境保全	責任者	所属	環境保全課					
基本施策	3 生活環境の向上	総合計画書記載ページ	P83-85	氏名	隅田 昌輝						
施策がめざす将来の姿	<ul style="list-style-type: none"> ●公害のない環境が保全され、快適で安全なまちになっています。 ●市民一人ひとりが環境美化活動に取り組み、清潔で美しいまちになっています。 	基本施策の実施状況・成果 【総括的評価】	<ul style="list-style-type: none"> ・公害対策の充実では、苦情に対して現地確認を行い、速やかに対応した。公害の防止のため、広報紙やホームページなどで啓発を実施した。 ・騒音・振動測定、水質調査、航空機騒音の測定を行った。 ・生活環境の保全では、アダプトプログラムの実施により、市民参加による環境美化に努めた。 ・路上喫煙の規制に関する条例の制定に向けて検討委員会を設置し、条例案を作成した。 ・斎場の整備では、愛北広域事務組合の構成市として、斎場の適正な管理運営に努めた。 								
目標値	基本成果指標	単位	基準値	現状値			目標値	算出根拠			
			年度	基準値	H28	H29	H30		R1	R2	R2
	公害（騒音・振動・水質汚濁等）の防止対策に満足している市民の割合	%	H25	74.9	80.2	78.0	77.9		-	-	80.0
	空き地等の雑草の手入れの状態に満足している市民の割合	%	H25	70.3	69.6	64.9	70.4	-	-	85.0	・市民意向調査、市民アンケートによる

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 R1	実績値 R2	目標値 R2	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）		
個別施策の名称	個別施策の内容								
(1) 公害対策の充実	公害苦情処理件数	101件(H26)	61件	85件	60件	【指標数値の分析】 ・公害苦情処理件数については、過去10年間、年間100件を超えることも度々あり、最近は減少傾向であったが、令和2年度については大幅に増加した。解決まで長期化するもの、再発するもの、多様化した苦情内容、これまでなかった苦情等により苦慮している。 ・五条川待合橋地点のBOD値については、低い値が出ているが、水量増によるものである。			○
	五条川待合橋地点のBOD値	2.0mg/l(H26)	1.4mg/l	1.3mg/l	2.0mg/l				
① 生活型公害の防止	日常生活に起因する騒音や振動、悪臭、雑草などの公害については、実態の把握や個別指導を通じて速やかな解決を図ります。また、環境にやさしい生活・活動を促すための啓発・学習の取組を充実し、環境意識の高揚及び生活モラルの向上を図り、生活型公害の未然防止に努めます。					苦情に対して現地確認を行い、速やかに対応した。また、公害の未然防止について、広報紙やホームページで啓発を実施した。	騒音や振動以外の公害については、法の定めがないため、基準等がなく解決するのが難しい。	苦情には、迅速に対応する。公害の未然防止の啓発等の取組に努める。	○
② 産業型公害の防止	工場から発生する騒音・振動等の事業活動に起因する公害を防止するため、迅速に実態調査を行うとともに、事業者自ら環境負荷の低減に努めるように公害防止施設・設備の整備や改善等の指導・要請を行います。					事業所から発生する騒音等の苦情に対し、速やかに現地確認を行った。公害の防止について、広報紙やホームページなどで啓発を実施した。	騒音や振動については、県や市の条例に基づく指導として営業停止などの強制指導がないため、解決に時間を要する。	苦情には、迅速に対応する。すぐに解決しない案件には、粘り強く指導・要請を行っていく。啓発方法について、検討する。	○
③ 総合的な公害対策	大気汚染や水質汚濁、航空機騒音、振動等の測定調査により環境汚染や公害の実態監視を強化します。また、県と連携を図りながら法令等に基づき迅速に指導を行うなど発生源への防止対策を強化し、地域の生活環境の保全を総合的に推進します。					公害の実態監視については、主要県道2か所における道路交通の騒音及び振動の測定調査のほか、五条川、矢戸川や主要水路など9か所の水質調査を実施した。航空機騒音については、岩倉東小学校において測定を実施した。	航空機騒音については、今後の測定について委託を検討する。	公害の実態監視について、引き続き実施する。	○
(2) 生活環境の保全	アダプトプログラム里親登録数	2,300人(H26)	2,304人	2,288人	2,800人	【指標数値の分析】 ・アダプトプログラム里親登録数については、団体数は微増しているが、人数は横ばい傾向である。 ・クリーンチェックいわからについては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。			○
	クリーンチェックいわから参加者数	7,812人(H26)	7,290人	未実施	8,400人				
① 市民参加による環境美化	より多くの市民が環境美化に取り組み、市民自らが清潔で美しいまちづくりの担い手となるよう、地域や事業所などにアダプトプログラムやクリーンチェックいわからなどへ参加を呼びかけるとともに、ポイ捨て・ふん害対策など美化活動への意識啓発を行います。					アダプトプログラムを実施し、市民参加による環境美化に努めた。ふん害対策として、市民団体と協働で五条川の堤防に彼岸花を植え、犬の飼い主へ意識啓発を行った。令和3年度6月議会での路上喫煙の規制に関する条例の上程に向けて、市民委員を含めた検討委員会で条例案を作成した。	アダプトプログラムやクリーンチェックいわからに参加する市民を増やす取組の工夫が必要である。路上喫煙の規制に関する条例を施行し、喫煙禁止区域の指定や喫煙所の設置を行う。	アダプトプログラムやクリーンチェックいわからに参加する市民を増やすための取組を行う。路上喫煙の規制に関する条例を6月議会に上程する。	◎
② 空き地の適正管理	空き地については、環境衛生だけでなく防火や防犯、景観等の面からも適正な管					岩倉市清潔で美しいまちづくり条例に基づき、苦情のあ	指導に応じてもらえないケースがある。	苦情には迅速に対応	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート（令和2年度実施施策）

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 R1	実績値 R2	目標値 R2	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）		
個別施策の名称	個別施策の内容								
	理が求められることから、実態把握及び所有者等に対する指導を徹底します。					った空き地の現地確認をし、所有者等に対する指導を実施した。		し、土地の適正管理を所有者に促す。	
(3) 斎場の整備									◎
① 斎場の整備	愛北広域事務組合の構成市として、斎場の計画的な整備・維持管理に努めるとともに、効率的・効果的な事業運営に努めます。					愛北広域事務組合の構成市として、斎場の適正な管理運営に努めた。		特になし。	斎場の適切な管理運営に努める。 ◎

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート（令和2年度実施施策）

【A】基本施策の総括的評価

章	第2章 自然と調和した安全でうるおいのあるまち			節	第4節 防災・防犯				責任者	所属	協働安全課		
基本施策	1 防災・浸水対策			総合計画書記載ページ	P86-89				氏名	小松 浩			
施策がめざす 将来の姿	●行政の防災・危機管理能力が高まり、災害に対する不安が少ないまちになっています。			基本施策 の実施状況・成果 〔総括的評価〕	<ul style="list-style-type: none"> ・防災体制の充実では、災害事例や過去の訓練の反省点を活かし、災害時に福祉避難所等の設置、運営が円滑に行われるよう「岩倉市福祉避難所等運営マニュアル」を策定した。 ・防災施設や設備等の整備・充実では、避難所内の感染防止対策及び生活環境を向上させるために必要な感染症対策資材、備蓄食料・飲料水・災害用毛布等を整備し、それらを備蓄するための防災備蓄倉庫の整備を行った。 ・令和2年度に締結した災害時の支援協定としては、民間事業者と災害時の被害状況に関する情報提供の協定と災害時における停電の早期復旧に必要な道路啓開に関する連携協力の協定を締結することができた。 ・浸水対策の充実では、五条川小学校調整池の整備が完了した。 								
	●自主防災組織を中心に、地域における自助・共助による防災力が高まっています。												
	●浸水被害が軽減され、安全に暮らせるまちになっています。												
目標値	基本成果指標			単位	基準値		現状値			目標値	算出根拠		
	地震や浸水などの防災対策に満足している市民の割合			%	年度	基準値	H28	H29	H30	R1	R2	R2	・市民意向調査、市民アンケートによる
					H25	72.4	75.2	70.4	74.7	-	77.7	80.0	

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 R1	実績値 R2	目標値 R2	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）		
個別施策の名称	個別施策の内容								
(1) 防災体制の充実	ほっと情報メール登録者数（防災情報）	2,012人(H26)	3,910人	4,718人	3,200人	【指標数値の分析】 ・ほっと情報メール登録者数（防災情報）については目標値に達している。全国各地で、台風、集中豪雨等、自然災害が激甚化しており、市民が自ら防災情報を取得する重要性が増している。また、例年以上の登録者数の増加であるが、新型コロナウイルス感染症に関する情報取得による影響が出ていると考えられる。			○
① 防災危機管理体制の充実	防災体制を総合的かつ実践的なものに強化するために、関係機関や自主防災組織、事業所、ボランティア団体等を含めた総合防災訓練の充実を図ります。また、自主防災会が実施する地域合同防災訓練への職員の参加や、業務継続計画（BCP）を実効性のあるものにしていくことで、危機管理体制の充実に努めます。					<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年度の総合防災訓練については、規模を縮小して曾野小学校で実施し57人の参加があった。内容については、コロナ禍における避難所の設営・運営訓練を実施した。</p> <p>地域合同防災訓練、業務継続計画対応訓練は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、訓練を中止とした。</p> <p>電力供給会社と「災害時における相互連携に関する協定」を締結し、災害時の早期停電復旧に関する道路啓開に必要な連携体制の強化を図ることができた。</p> <p>災害時の被害情報の収集及び提供について、タクシー会社2社と「災害時における情報提供の協力に関する協定」を締結した。</p> <p>災害時に福祉避難所等の設置、運営が円滑に行われるよう「岩倉市福祉避難所等運営マニュアル」を策定した。</p>	大規模な災害になると、全庁的な連絡・報告・命令体制を構築する必要がある。 訓練を継続し、災害時の応急対策が円滑に行えるよう、災害対策本部の設置場所、体制の検討、必要な資機材等の整備を進めていく必要がある。	総合防災訓練や地域合同防災訓練、業務継続計画対応訓練において、職員と住民が一体となって対応にあたる訓練や具体的な災害対応を繰り返し実施し、そこで出てきた課題や問題点を解決していく。	○
② 防災情報通信体制の充実	災害情報や被害報告の迅速かつ的確な収集・伝達のために、防災行政無線等の通信機器の充実を図ります。また、いち早く市民に災害情報などを配信するため、同報系防災行政無線、ほっと情報メール等を活用し、情報伝達に努めます。					ほっと情報メールについて、広報紙などにより、重要な防災情報を伝達する手段として登録を呼びかけた。登録者数は令和元年度と比較して808人増加した。	災害時には、同報系防災行政無線、ほっと情報メール、ホームページ等で情報発信を行っているが、市民からは情報が伝わらないという声もある。特に高齢者への情報伝達について研究が必要である。	移動系防災行政無線、同報系防災行政無線、ほっと情報メール等を活用し、情報伝達に努めるが、市民側からも情報取得の努力をしてもらうよう啓発するとともに、高齢者への情報伝達方法について研究を行う。	○
(2) 地域の防災力の強化	自主防災会地域合同防災訓練の実施校区数	4校(H26)	5校	5校	5校	【指標数値の分析】 ・自主防災会地域合同防災訓練の実施校区数については、新型コロナウイルス感染症の影響により訓練を実施することが出来なかったが、全小学校区において継続して訓練を実施できる体制を構築している。			○
	地震に備えて家具などの転倒防止器具を取り付けている市民の割合	46.8%(H26)	-	-	50.0%	・地震に備えて家具などの転倒防止器具を取り付けている市民の割合については、アンケート未実施。			

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート（令和2年度実施施策）

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 R1	実績値 R2	目標値 R2	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
① 防災意識の高揚	<p>広報紙やホームページで防災に対する意識啓発を図ることで、自分の身は自分で守るという「自助」の意識を高めるとともに、災害に備えた情報提供や各地区で実施する自主防災訓練及び研修等を実施して、市民の危機管理意識の向上や避難場所の周知徹底を図ります。</p>					<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年度については、防災に関するイベントや啓発活動が実施できていない。広報紙で防災に関する特集を掲載し、市民の自助・共助の啓発を行った。</p>		<p>平成28年の内閣府の通知により、避難所、緊急避難場所の表示は全国的に標準化された図記号を用いることが望ましいとされているため、既存の看板の架け替えや避難所の見直し等により新規に指定した施設への設置を検討する必要がある。</p>	<p>全国各地で、台風、集中豪雨等、自然災害が激甚化しているため、災害に対して一層の危機感を持ってもらえるよう、様々な場で市民に対し啓発活動を継続していく。 避難所・緊急避難場所の表示の設置と市民への周知用のマップの作成について検討していく。</p>	○
② 自主防災組織の充実	<p>市内全域で組織されている自主防災組織の強化を図り、隣近所が助け合って地域を守るという「共助」の意識を高めるため、防災に関する啓発活動や講座開催、自主的な防災訓練の支援、資機材の援助等の充実を図ります。また、避難行動要支援者の把握や安否確認に地域全体で取り組めるように努めます。</p>					<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、地域合同防災訓練は中止となった。 自主防災会が防災用備品等を購入する場合の補助金である防災対策用備品等整備費補助金は、16件の申請があり、全てに対して補助（合計741,000円）を行い、地域の防災力向上に寄与することができた。</p>		<p>地域合同防災訓練は、より実践的な訓練になるよう自主防災会と一緒に考えていく必要がある。 避難行動要支援者の地域での取組については、個別避難支援計画の作成が進んでいない地域があるので、福祉課と協力して支援の方策を考える必要がある。 避難所の運営に関し、避難者による自主運営という意識を、より広く周知していく必要がある。</p>	<p>避難行動要支援者の避難支援について、福祉課と協力し、支援者と要支援者の理解を深めるための啓発を行い、その地域の事情に合わせた方法を自主防災会、民生委員と共に考えていく。</p>	○
③ ボランティアとの連携強化	<p>災害時に必要な機動性や柔軟性を持つボランティアが円滑に活動できるようにするために、社会福祉協議会やボランティア関係団体と連携・協力しながら、ボランティアコーディネーターの養成や災害時のボランティアの受入体制づくりなど、ボランティアとの連携強化を進めます。</p>					<p>令和2年度の総合防災訓練では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を考慮し、規模を縮小したため、ボランティア支援本部運営訓練等は実施していない。 また、令和3年2月に災害ボランティア講座を開催する予定だったが、新型コロナウイルス感染症感染防止のため中止とした。</p>		<p>市と社会福祉協議会の共催で「災害ボランティア講座」を企画しているが、ボランティアコーディネーターの養成にはつながらっていない。</p>	<p>災害時のボランティアの受け入れ体制については、引き続き社会福祉協議会と協力して、ボランティアコーディネーターの養成等により円滑に行えるよう、必要な対策を検討していく。</p>	○
(3) 防災施設や設備等の整備・充実	公共施設の耐震化率	100.0%(H26)	100.0%	100.0%	100.0%	<p>【指標数値の分析】 ・公共施設の耐震化率については、目標数値を達成している。</p>			○	
① 防災施設や設備等の整備・充実	<p>災害発生に備え、災害用資機材や備蓄倉庫などの防災設備の整備・充実を図ります。また、被害を最小限にするため住宅の耐震化・不燃化の促進とともに、災害時における応急、復旧対策を円滑に行うため避難場所や防災活動拠点施設などの充実を図ります。</p>					<p>新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用し、避難所における感染症対策として、防災用ワンタッチ間仕切りを各小学校に整備した。 愛知県の南海トラフ地震等対策事業費補助金を活用し、避難所で使用する簡易トイレ、毛布、オストメイト用トイレや授乳用テントなどを購入した。 また、避難所生活を送るために必要な備蓄食料・飲料水・災害用毛布等を備蓄するための防災備蓄倉庫を岩倉東小学校と五条川小学校に設置した。</p>		<p>簡易トイレ、毛布については、南海トラフ地震被害想定での避難所外避難者を含めた避難者数5,000人を目標に、引き続き計画的に購入する必要がある。 物資拠点から避難所など小規模な輸送手段について検討する必要がある。 各避難所に設置してある備蓄倉庫や体育館、職員室などの鍵について、災害発生を想定した検討が必要である。</p>	<p>災害時に必要な備品や備蓄食料については、今後も計画的に購入する。</p>	○
(4) 浸水対策の充実	下水道（雨水）整備計画に基づく雨水貯留施設整備進捗率	20.3%(H26)	20.3%	31.1%	44.1%	<p>【指標数値の分析】 ・下水道（雨水）整備計画に基づく雨水貯留施設整備進捗率については、計画に基づき新設する雨水調整池容量17,250㎡に対して、既整備済みの3,510㎡に加え、五条川小学校調整池1,850㎡の整備を行い、令和2年度実績値は31.1%となった。また、大矢公園調整池2,250㎡を整備予定だったが、計画見直しを行い整備の進捗が遅れたため、目標値には達しなかった。</p>			○	
① 浸水対策の充実	<p>集中豪雨による浸水被害などを防止して市民が安全に暮らせるように、下水道（雨水）整備計画に基づき、雨水貯留施設の設置や排水路の整備改修、排水機場等の適切な維持管理、さらに下水道接続時に不用となる浄化槽の雨水貯留槽への転用のPRに努め、浸水被害の軽減を図ります。また、県や流域市町などと連携して治水事業を推進します。</p>					<p>下水道（雨水）整備計画に基づき、雨水貯留施設である五条川小学校調整池の工事を行った。令和元年度から繰り越した本体工事及び導水管等の工事を行い、五条川小学校調整池の整備が完了した。令和3年4月から供用開始する。 雨水貯留槽の新規設置や浄化槽の雨水貯留槽への転用を推進し、浸水被害の緩和を図るため、工事説明会等で雨水貯留施設等設置費補助金をPRし、1件の申請があった。</p>		<p>計画年度内に完了予定であった大矢公園調整池は詳細設計まで完了しており、整備を進める必要がある。 雨水貯留施設等設置費補助金について、申請件数が低迷しているため、効果的なPR方法を検討する必要がある。</p>	<p>引き続き、下水道（雨水）整備計画に基づき雨水貯留施設の整備を進める。 雨水貯留施設等設置費補助金については、いわゆる市民ふれ愛まつりの下水道ブース、下水道接続促進のための戸別訪問時に制度の説明を行う。</p>	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート（令和2年度実施施策）

【A】基本施策の総括的評価

章	第2章 自然と調和した安全でうるおいのあるまち			節	第4節 防災・防犯			責任者	所属	消防本部総務課			
基本施策	2 消防・救急			総合計画書記載ページ	P90-93			氏名	加藤 正人				
施策がめざす 将来の姿	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急時に迅速、的確に対応できる消防・救急体制が整備され、消防・救急への安心感が高まっています。 ●地域の自主防災訓練や救命講習等に積極的に参加している市民が多いまちになっています。 ●消防団の活動環境が整備され、士気が一層高揚し、市民の安心感が高まっています。 			基本施策 の実施状況・成果 〔総括的評価〕			<ul style="list-style-type: none"> ・消防体制の充実では、整備できていなかった指揮車について、現有の広報車を転用することとした。 救急車の令和3年度更新を準備する中で、感染症対策として必要な期間に救急車を増強できるよう購入時期を前倒して進めた。 ・救急体制の充実では、新型コロナウイルス感染症対策の強化のために資機材及び装備を整備するとともに、救急救命士の新規養成、認定資格の取得をした。 ・火災予防の充実では、本部と署が連携し査察を実施したことで組織力の強化につながった。また、住宅用火災警報器については、一般社団法人 全国消防機器協会及び岩倉市危険物安全協会から機器の寄贈を受け、高齢者宅へ設置、配布することで火災予防の推進に努めた。 						
目標値	基本成果指標			単位	基準値		現状値			目標値	算出根拠		
	消防・救急体制に満足している市民の割合			%	年度	基準値	H28	H29	H30	R1		R2	R2
					H25	84.2	87.4	88.2	85.9	-	90.8	90.0	・市民意向調査、市民アンケートによる

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題			今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 R1	実績値 R2	目標値 R2	実施内容及び評価理由		積み残し課題（新たな課題）		
個別施策の名称	個別施策の内容									
(1) 消防体制の充実	消防水利充足率	82.0%(H26)	82.9%	82.9%	83.0%	【指標数値の分析】 ・消防水利充足率は、令和元年度時点で概ね目標に達している。				○
① 消防力の充実・強化	火災や事故などの災害の発生時に迅速・確実に対応するため、消防施設の整備や装備、消防水利の充実を図ります。					現有車両の運用を見直し、広報車を指揮車に、消防本部車を広報車に転用することにより整理した。 救急車の更新を準備する中で、感染症対策が必要な期間に救急車を増強できるよう購入時期を前倒して対応した。		平成30年度に着手した防火水槽の簡易耐震化について、当初目標とした20基の実施に向けて、事業を継続する。	設備については、車両の適切な更新及び保守に努める。 消防水利については、配水基幹路の整備等の状況と併せて検討する。	○
② 消防の広域化	増大する消防・救急需要や大規模災害等に適切に対応するため、近隣市町との連携を図るとともに、スケールメリットを生かした消防体制の充実・強化をめざして、消防通信指令事務の共同運用体制を検証する中で広域化の検討を進めます。					消防通信指令事務の共同運用体制の枠組み及び愛知県消防広域化検討会において検討することとなっているが、その進行は鈍い。		広域化に関連する愛知県内の動きとして、名古屋市消防局と近隣7消防本部が消防指令事務を令和7年4月から一元化するとして。	県内及び近隣自治体の状況を確認し協議する。	○
③ 職員の資質向上	高度な知識・技術を習得するために消防職員の教育訓練を充実し、組織の総合力強化に努めます。					消防学校等での専門教育を受講し、受講後は他職員への情報提供に努めた。 労働安全衛生に関する省令等の改正に伴う、フルハーネス型安全帯使用作業特別教育と伐木等の業務に係る特別教育をそれぞれ1人が受講した。		消防学校に6人、消防大学校に1人を入校する予定だったが、コロナ禍等により消防学校に2人のみの入校となったため、教養計画を見直す必要がある。	消防に必要な知識・技術が習得できるよう努める。	○
④ 消防団の活動支援	地域に密着した消防防災活動を強化するため、施設や装備の充実、教育訓練等により消防団の活動を支援します。また、消防団員の確保のため、団員の処遇改善を図るとともに、常備消防との連携強化に努めます。					消防団設備整備費補助金を活用しエンジンカッター、チェーンソー、チェーンソー保護具を配備した。 学生消防団活動認証制度の導入について、要綱を設置した。		令和2年度は、消防団員の定数を満たすことができず、団員確保が厳しい状況が続いている。	行政区及び消防団員と協議し、有効な対策を検討する。	○
(2) 救急体制の充実	応急手当・普通救命・上級救命講習参加者数	2,418人(H26)	2,169人	711人	2,300人	【指標数値の分析】 ・新型コロナウイルスの感染防止のため講習を中止したことにより、救命講習の受講者数は大幅に減少した。 ・バイスタンダーCPR実施率が上昇した要因は、心肺停止の90%以上の事案で、通報段階から心肺停止と判断できたことで、通信員が適切に口頭指導を行うことができたためと考えられる。				○
① 救急サービスの高度化	救急資機材及び装備を充実するとともに、救急隊と医療機関との連携を強化し、救急サービスの充実・高度化を図ります。また、緊急性のない患者等の救急要請により重症者への対応の遅れが生じないよう、救急車の適正利用について啓発に努めます。					令和2年度予算にて災害対応特殊救急自動車とアイソレーターを導入を進めた。これらが配備されることにより、新型コロナウイルス感染者の搬送を安全に行うことができる。また、救急車の車検や故障時も支障なく救急事案の対応できる。 救急車の適正利用については、緊急自動車へ適正利用啓発ステッカー表示、広報、ホームページへの掲載、救命講		新型コロナウイルスの感染拡大により、感染防止資機材の備蓄があと半年分ほどとなり、新たな購入についても金額の上昇や納期が未定となるなどの問題が発生している。また、新型コロナウイルスの感染拡大による医療機関への受診控えにより令和2年の救急件数は減少したが、今後も適正利	早急に感染防止資機材の備蓄数を見直し、必要と思われる保有数を確保する。アイソレーターの運用方法を確認し、安全な搬送を実施する。また、広報、ホームページなど	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート（令和2年度実施施策）

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 R1	実績値 R2	目標値 R2	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
						習時の啓発活動を行っている。	用の啓発活動を継続する必要がある。	を利用し、適正利用の周知を行う。		
② 専門的人材の養成	救急業務全般の高度化に対応するために、高度かつ専門的な知識・技術を習得した救急救命士・救急隊員を計画的に養成します。					令和2年度は、救急救命士の新規養成1人、認定資格6件（包括下除細動2件、薬剤投与2件、処置拡大1件、薬剤投与指導者1件）を取得した。その他、岩倉市救急隊員再教育実施要領を新たに作成し、救急隊員の知識・技術の再教育を計画的に実施した。		現場で運用する救急救命士の養成には、国家資格の取得後も各種運用資格試験に合格し、多くの現場経験が必要となる。救急救命士の若年化に伴い、救急隊員の再教育を含め指導救命士を中心とした教育計画を進める必要がある。	指導救命士を中心とした再教育を行い、経験の少ない若手職員へのフォローアップを実施する。また、積極的に病院実習や救急学会、講習に職員を参加させ、知識、技術を身につける。	○
③ 救命知識・技術の普及・啓発	より多くの市民が心肺蘇生法・AED（自動体外式除細動器）の取扱いなど、救命知識・技術を習得するとともに救急救命率の向上のために、応急手当講習・普通救命講習・上級救命講習への参加を促進します。					新型コロナウイルスの感染拡大により各講習の受講者が減少したが、密を避ける感染防止対策としてAEDトレーニングボードを自作し、市内2校の中学校と岩倉総合高等学校の合計389名に普通救命講習を実施した。また、訓練用AEDを現在市内コンビニエンスストアと公共施設に設置しているAEDの機種に対応したものに変更したことにより、充実した講習を行うことができた。		訓練資機材の経年劣化の対応、また更なる講習内容の充実のため、訓練資機材を整備する必要がある。	講習の質の向上のため、胸骨圧迫を評価することができるトレーナーの整備を検討する。	○
(3) 火災予防の充実	住宅用火災警報器設置率（条例適合分）	59.0% (H26)	50.0%	50.0%	65.0%	【指標数値の分析】 ・住宅用火災警報器の条例適合設置率は、一定水準で推移している状況にある。			○	
① 火災予防の充実	市民の防火意識の高揚を図るため、自主防災会で実施される防災訓練・少年消防クラブ等を支援します。また、防火対象物や危険物施設等の予防査察を強化し、防火管理業務の適正な実行の指導に努めるとともに、条例に基づく住宅用火災警報器の設置促進のためのPRや指導を行うことにより住宅の火災予防の推進を図ります。					新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言及び感染拡大状況を注視し、計画を変更した中で特定少数の方のみが利用する対象物を主眼に査察を実施した。また、住宅用火災警報器の寄贈を受け、選定した独居の高齢者宅へ配布及び設置し火災予防に寄与した。		コロナ禍における不特定多数の方が利用する対象物の査察の実施方法を検討する必要性がある。	組織全体で査察業務の充実強化に加え、火災調査業務の質の向上を図る。	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート（令和2年度実施施策）

【A】基本施策の総括的評価

章	第2章 自然と調和した安全でうるおいのあるまち			節	第4節 防災・防犯			責任者	所属	協働安全課			
基本施策	3 防犯・交通安全			総合計画書記載ページ	P94-97			氏名	小松 浩				
施策がめざす将来の姿	<ul style="list-style-type: none"> ●市民の防犯意識が高まり、地域の自主的な防犯活動が活発に行われ、犯罪が発生しにくいまちになっています。 ●幼児から高齢者までの交通安全教育が行われ、市民一人ひとりの交通安全意識が高まり、交通事故が少なくなっています。 			基本施策の実施状況・成果 〔総括的評価〕	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防犯体制の強化では、青色防犯パトロール隊の出発式により地域コミュニティ意識向上や自主防犯活動の育成・強化を図っている。 ・防犯対策の環境整備では、各行政区からの防犯灯設置要望等に基づき、LED 防犯灯を 18 基整備するとともに、安全安心カメラを 10 台整備した。 ・交通安全環境の整備では、各行政区からのカーブミラー設置要望等に基づき、カーブミラー、ガードレール等、区画線、カラー舗装を整備した。 								
目標値	基本成果指標			単位	基準値		現状値			目標値	算出根拠		
					年度	基準値	H28	H29	H30	R1		R2	R2
	歩行者や自転車の交通安全対策に満足している市民の割合			%	H25	58.4	57.1	55.6	67.2	-		58.5	67.0
防犯面において安心できると考えている市民の割合			%	H26	28.6	26.6	22.8	-	-	40.1	27.0	・市民アンケートによる	

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 R1	実績値 R2	目標値 R2	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）		
個別施策の名称	個別施策の内容								
(1) 地域防犯体制の強化	防犯パトロールなどの取組の支援や防犯対策に対して満足している市民の割合	71.7% (H25)	-	80.6%	78.0%	【指標数値の分析】 ・地域での効果的な防犯活動や安全安心カメラを令和2年度までに市内 168 箇所設置したことも一因として、目標値を達成した。 ・犯罪発生件数については、地域での効果的な防犯活動や安全安心カメラを市内に 158 箇所設置しているが、令和2年度に 10 箇所設置したことや、新型コロナウイルス感染症の影響で外出機会が減ったことなどにより、令和元年度に続き減少し、目標値を達成した。			○
	犯罪発生件数	508 件 (H26)	365 件	270 件	370 件				
① 地域コミュニティ意識の向上	地域住民相互の協力関係や地域防犯活動が犯罪防止につながることから、地域での防犯教室の開催や防犯関連情報の提供などを通して、地域コミュニティの重要性や防犯への意識の向上を図ります。					警察、子ども・高齢者、学校・地域を代表する諸団体で構成する防犯ネットワーク会議において、各種団体間での意見交換や活動情報を共有し、犯罪防止に努めてきた。 地域安全パトロール隊等の協力を得て、12月に年末青色防犯パトロール合同出発式を実施した。 地域でも効果的な防犯活動や市民へ犯罪撲滅を呼びかけたことなどから、犯罪発生件数は減少傾向にあり、令和2年は前年比で95件減少した。	各種団体との意見交換や情報提供、防犯活動の充実が必要である。 市民一人ひとりの防犯意識の向上が必要である。	地域での防犯教室の開催に関して、実施方法を検討していく。 引き続き、各種団体との意見交換や情報提供、防犯活動を実施していく。	○
② 地域の自主防犯活動の育成・強化	地域安全パトロール隊や児童を見守るスクールガードなど各種団体による自主防犯活動の育成・強化を図るため、防犯活動の支援や犯罪情報の提供等を行っていきます。また、子どもが危ない目にあった場合に助けを求めるときの緊急避難場所としての「子ども 110 番の家」の増設を市民・事業所等の協力を得ながら促進します。					地域安全パトロール隊や児童を見守るスクールガードなど各種団体による自主防犯活動の育成・強化を図るため、防犯活動の支援や犯罪情報の提供等を行った。 市内5店舗のドラッグストアの協力を得て、来店者に対し、犯罪撲滅啓発活動の一環として7月に啓発活動を行った。 地域安全パトロール隊等の協力を得て、年末青色防犯パトロール合同出発式を行った。	防犯設備等補助金申請件数の実績が少ない。 各行政区及び地域安全パトロール隊の担い手の確保が課題である。	防犯設備等補助金申請の件数増加に向けて、内容の周知や広報活動をしていく。	○
(2) 防犯対策の環境整備	防犯灯設置数	3,183 基 (H26)	3,280 基	3,298 基	3,369 基	【指標数値の分析】 ・防犯灯設置数については、毎年一定数新規で整備しているため、目標値に近づいている。			○
① 防犯灯・防犯カメラの整備	犯罪の発生を抑制して市民を犯罪から守るため、防犯灯や自転車盗対策のための防犯カメラの整備を推進していきます。また、LED 防犯灯の設置を進めるとともに、故障時には地域との連携を図りながら迅速な対応をしていきます。					各行政区からの防犯灯設置要望に基づき令和2年度は18基のLED防犯灯を整備した。 また、安全安心カメラを10台設置し、計168台になった。 防犯灯の整備及び安全安心カメラの設置により、犯罪の発生件数が減少している。	引き続き、防犯対策の環境整備として、防犯灯や安全安心カメラの整備が必要である。 安全安心カメラ設置による効果の検証が必要である。	引き続き、防犯灯や自転車盗対策のための安全安心カメラの整備を推進していく。 安全安心カメラの設置について、PRしていくことで、犯罪の抑止に努める。	○
② 犯罪情報等の提供の充実	防犯対策の必要性を啓発し防犯意識の向上を図るため、ほっと情報メールや広報紙、ホームページを通じて窃盗犯主要手口別の犯罪発生状況などの情報を提供するとともに、個人や家庭で活用できる防犯物品の紹介を行います。					ほっと情報メールやホームページにて犯罪発生状況などの情報提供を行うとともに、広報紙への定期的な掲載により具体的な犯罪発生傾向や対策の周知に努めた。 犯罪防止と啓発のため、市内の犯罪発生場所を表示した街頭犯罪等抑止マップを市役所1階に掲示した。	犯罪発生件数は減少したが、今後多発が考えられる特殊詐欺対策の一層の周知及び防犯対策が必要である。	不審者情報について、学校、保育園との連携強化を図っていく。	○
(3) 交通安全意識の高揚	交通安全教室参加者数	2,792 人 (H26)	2,521 人	1,057 人	3,500 人	【指標数値の分析】			○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート（令和2年度実施施策）

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 R1	実績値 R2	目標値 R2	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
						・交通安全教室参加者数については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、事業の中止や規模縮小の影響により減少した。				
① 交通安全教育・交通安全啓発事業の充実	幼稚園・保育園での交通安全教室の開催により、幼児の交通安全意識を育てるとともに、特に自転車による重大な事故を防止するため児童・生徒・高齢者には、より実践的な交通安全教育を行います。また、交通安全推進協議会による街頭指導や各種交通安全団体による啓発活動を支援します。					<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、交通安全教室や交通安全啓発については、事業の中止や規模縮小で実施した。</p> <p>幼児・園児を対象とした交通安全教室や各種交通安全団体との連携による啓発活動を行った。</p> <p>交通安全推進協議会による街頭指導は、朝の実施に加え、夕暮れ時も実施し啓発を行った。</p> <p>高齢者自動車運転免許証自主返納事業では、広報紙に特集記事を掲載するなど、積極的に事業周知を行った。</p> <p>令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、高齢者を対象とした交通安全教室は実施していない。</p>		高校生を対象にした交通安全教育・啓発活動の充実が必要である。	引き続き、児童・生徒・高齢者に対する交通安全教育についての活動を充実していく。 また、児童・生徒・高齢者による交通事故の被害軽減に繋がる施策について検討する。	○
② 交通ボランティア等の自主活動の育成・支援	通学路における児童の交通安全を地域ぐるみで見守るために、交通ボランティア等の地域活動の育成と支援を促進します。					<p>通学路における児童の登校・下校時にPTA等により、地域ぐるみの見守り活動が行われている。</p> <p>児童の交通安全啓発活動に対して、交通ボランティアと連携し、支援している。</p> <p>通学路安全ボランティアについては、毎年多くの人たちにより、見守り活動が展開されている。そのうち保険登録者数が242人となっている。</p> <p>交通安全啓発活動により交通事故件数の減少効果が見られた。</p>		通学路安全ボランティア登録者数の拡大に向けて一層の周知が必要である。	引き続き、通学路安全ボランティアの登録者拡大に向けた様々な取組をしていく。	○
(4) 交通安全環境の整備	交通事故（人身事故）件数	236件(H26)	152件	136件	220件	<p>【指標数値の分析】</p> <p>・交通事故（人身事故）件数については、様々な交通安全施設を整備することにより、交通事故（人身事故）件数の減少に寄与しており、平成29年度実績値からは既に目標値に達している。</p>			○	
① 交通安全施設の整備	安全・安心な交通環境を確保するため、ガードレール、カーブミラーなど交通安全施設の整備を進めるとともに、破損施設の早期発見及び修繕などの適切な維持管理に努めます。また、路面標示による注意喚起も適宜実施するとともに、通学路を含めカラー化した舗装の再塗装も必要に応じて実施します。					<p>カーブミラー、ガードレール等を新設するとともに、破損している施設の適切な維持管理を行い、区画線の引き直し・交差点のカラー舗装化・一部路線がカラー舗装化した通学路が施工後9年経過するため、一部路線にて再施工などを実施し、安全な交通環境の整備を行った。</p> <p>令和2年度は、カーブミラー3基、防護柵1m、区画線6,519m、通学路変更などによるカラー舗装388㎡を整備し道路の安全性が向上した。</p>		通学路のカラー舗装について、施工後9年経過しているところもあり、計画的な引き直しが必要である。 通園路等の交通安全対策が必要である。	引き続き、施設の適正な維持管理に努める。 通園路等の交通安全対策を適宜実施していく。	○
② 違法駐車防止	警察との連携により、路上駐車・迷惑駐車に対するモラル向上の啓発活動や放置自動車対策に努めます。					<p>放置車両対策として、月1回のパトロール（毎年2月には放置車両キャンペーンとして毎週）の実施と通報により対応している。放置車両の発見に努めるとともに発見した際は所有者に撤去指導を行っている。</p> <p>平成28年度から令和2年度の5年間で指導にもかかわらず自主撤去されなかった8台については市で撤去したことにより交通の障害の解消につながった。令和2年度は16台発見されたため、警察に照会して状況確認及び令和元年度発見分の3台の撤去を行った。</p>		放置車両の処理について、処理対象や処理方法の明確化のため、市の条例の制定等について研究する必要がある。	放置車両の処理について、市の条例の制定等を検討する。	○